

平成25年度中小企業支援計画の概要

<中小企業支援計画の位置づけ並びに平成25年度計画のポイント>

- 中小企業支援法で、国、都道府県、(独)中小企業基盤整備機構が中小企業支援を実施する上で、適切な役割分担の下で緊密な連携を図るべく、毎年、「中小企業支援計画」を、中小企業政策審議会の意見を聴いて、策定・公表することとされている。
- 平成25年度計画においては、国は、大型経済対策(補正)と25年度予算を通じ、小規模事業者に着目した施策の拡充とともに、ものづくりや海外展開、地域商業の機能強化、また、認定支援機関・地域プラットフォーム・支援ポータルサイト等の支援体制の整備・強化等を推進。認定支援機関等に対する情報提供や助言をはじめ、国、都道府県、中小企業基盤整備機構の役割分担・連携の下で、施策の効果の最大化を図ることとしている。

1. 中小企業を取り巻く現状

- 日本経済には、円高・長引くデフレから抜け出ようとする明るい兆しが見られる一方で、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、まだ景気回復を実感できないでいる。
- 経済産業省では、中小企業・小規模事業者の成長を実現していくため、本年2月に「“ちいさな企業”成長本部」を設置し、その集大成として、6月に、①地域に眠るリソースを最大限に活用・集積・ブランド化する、②中小企業の新陳代謝を活発にする、③下請構造から脱却し、自ら成長分野に参入する、④海外に打って出る、との4つを柱とする「行動計画」をとりまとめた。
- 地域経済を支えている方々が景気回復の実感を持てるような環境を一日も早く作るためには、「行動計画」を着実に実行していくことが必要。

2. 支援に関する基本方針

- 経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業経営力強化支援法において、多様な支援の担い手を認定支援機関と位置づける制度を創設。
- 認定支援機関等の支援機関間の連携を強化するために、全国約130箇所に、認定支援機関等で構成される地域プラットフォームを設置。
- 7月末に開設した支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じ、支援施策・情報を分かりやすく提供、先輩経営者や専門家との情報交換の場の提供等を推進。
- 国は認定支援機関等の支援体制の整備、強化を進めるとともに、都道府県や中小企業基盤整備機構においても、認定支援機関等に対する情報提供や助言などを行うことが求められる。
- また、本年の通常国会で成立させた小規模企業活性化法を9月20日に施行させるとともに、引き続き、小規模事業者に焦点を当てた施策を講じていく。

3. 中小企業支援事業

- 「対話と協力」という基本的考え方に基づき、それぞれの施策についての理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果を最大化。

《国の事業》

- 全国レベルのモデル事業や経営基盤強化のための相談・情報提供事業等を都道府県、中小機構等の関係機関との連携・協力により実施。
 - (1) 小規模事業者等の支援 (中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業: 14.8億円(H24補正)、48億円(H25当初)、小規模事業者活性化支援事業: 30億円(H25当初) 等)
 - (2) ものづくりや海外展開等への新たな挑戦の支援 (ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業: 1,007億円(H24補正) 等)
 - (3) 地域商業の機能強化による地域経済の活性化 (地域中小商業支援事業: 38.7億円(H25当初) 等)
 - (4) 中小企業・小規模事業者の事業再生 (経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業: 405億円(H24補正) 等)
 - (5) 消費税引上げに伴う転嫁対策 (消費税転嫁対策窓口相談等事業: 42.1億円(H24補正) 等)
 - (6) 被災地中小企業・小規模事業者の復旧・復興支援 (中小企業等の再生支援 等)

《都道府県等の事業》

- 地域経済及び地域の実情を踏まえ、国の事業との相乗効果を図り、支援措置の効果を最大限発揮。
 - (1) 中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底 (都道府県中小企業支援センター事業、小規模事業者に対する支援 等)
 - (2) 起業・新事業展開しやすい環境の整備 (経営革新支援事業、海外展開支援事業 等)
 - (3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化 (経営安定特別相談事業 等)

《独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業》

- 全国的視点に立って、多様な支援ツールを活用し、認定支援機関等との連携強化や支援ノウハウの提供等を行う。
 - (1) 中小企業の新たな価値を創造する事業展開を促進(新事業創出・販路開拓等支援事業 等)
 - (2) 中小企業の経営基盤の強化 (養成研修事業、高度化事業 等)
 - (3) 中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化 (中小企業再生支援事業 等)
 - (4) 東日本大震災からの復旧・復興事業 等 (災害復興アドバイス等支援事業 等)